

農業者等販路拡大支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 農業者等販路拡大支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、農業者等が行うカタログ販売の取り組みを支援することにより、農業者等の販路拡大を図ることを目的とし、この取り組みに要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱において「農業者等」とは、県内で農畜水産物やその加工品を生産する個人又は法人をいう。

2 この要綱において「農畜水産物」とは、農業者等が生産する農産物、畜産物及び水産物のことをいう。

3 この要綱において「加工品」とは、農業者等が自ら生産した農畜水産物を使用して生産する食品及び農業者等が自ら生産した農畜水産物を第三者に委託し生産する食品で、自ら販売するものをいう。

4 この要綱において「カタログ」とは、農畜水産物及び加工品を広範囲な消費者に販売することを目的としたものをいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、別表1に掲げるとおりとし、補助率は補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、補助金の額は、198,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする農業者等は、補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(別紙様式1)及び関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に申請するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする農業者等は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を

減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第 6 条 知事は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、第 5 条第 2 項ただし書により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業計画変更の承認)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた農業者等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をしようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容の変更が、事業に影響を及ぼさないと認められる軽微なものであって補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

(事業の中止又は廃止)

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、事業遂行状況報告書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から一箇月を経過した日又は翌年度

の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第6号）及び関係書類を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

（交付決定の取消等）

第12条 知事は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による交付決定の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項(1)から(3)までの規定により交付決定の取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部

又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(成果の提出)

- 第 14 条 知事は、補助事業完了後であっても、補助事業による成果について、補助事業者に提出させることができる。

(帳簿等の整備)

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しなければならない。

(雑則)

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費
農業者等が農畜水産物及び加工品を カタログに掲載して販売する事業	委託料（カタログ掲載料）